

東京都水道局共同研究  
応募要領

令和5年10月

東京都水道局

## 目次

第1	共同研究について	2
第2	共同研究の流れ	2
1	共同研究の応募	2
2	企画書の作成	2
3	審査、共同研究者の選定	3
4	協定の締結	3
第3	募集期間	3
第4	企画書	3
	表紙	3
1	背景	4
2	目的	4
3	研究内容	4
4	提供施設（「フィールド提供型共同研究」のみ記載）	4
5	工程	4
6	研究期間	4
7	研究体制	4
8	共同研究費	4
9	報告	4
10	その他	4
10. 1	共同研究に係わる既取得特許等の取り扱いについて	4
10. 2	補足事項について	5
第5	協定書	5
	別表	5

## 第1 共同研究について

東京都水道局（以下、「当局」という。）は、水道事業者として、将来にわたり安全で高品質な水を安定的に供給すること、お客様サービスの向上を図ることが必要です。その一方で、施設の老朽化や災害、気候変動への対応といった様々な課題やリスクを抱えています。

これらの課題を解決し、持続可能な事業運営を図るため、大学や企業等の外部の研究者から、解決方法の提案を広く募集しています。当局の共同研究は、応募のあった提案に基づき選定した外部の研究者と共同で研究に取り組むことにより、より効率的かつ効果的に課題解決を進めていくことを目的とした制度です。

共同研究の手法は、以下のとおりです。

### 1 公募型共同研究

当局が課題を提示し、提案された企画書を評価、選定して実施する共同研究で、研究費用は両者で負担します。

なお、公募型共同研究を実施する際にはその都度、当ホームページ、新聞等を通じて公に募集します。

### 2 技術提案による共同研究

公募しているもの以外の課題を解決について、提案された企画書を評価、選定して実施する共同研究で、研究費用は両者で負担します。

### 3 フィールド提供型共同研究

民間企業等が、実用化を視野に入れた研究開発段階の技術等を当局に提案し、当局のフィールドで実施する共同研究です。研究費用は原則提案者が負担しますが、土地、施設の利用については無償とします。

## 第2 共同研究の流れ

### 1 共同研究の応募

共同研究を希望される方は、以下の連絡先にメールまたは電話にて応募ください。研究内容の確認等（質疑応答）を行った後、企画書を作成していただきます。なお、共同研究に関して不明な点等は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

（応募・問い合わせ先）

研修・開発センター開発課

Email : [kaiha2@waterworks.metro.tokyo.jp](mailto:kaiha2@waterworks.metro.tokyo.jp) Tel : 03-5483-3513

### 2 企画書の作成

共同研究企画書（様式1）（以下、「企画書」という。）を指定の期日までに提出してください。（詳細は、「第4 企画書」を参照ください。）

提出していただいた企画書は返却いたしません。機密の保持等に留意し厳密に取り扱います。

なお、企画書の内容に基づく審査では、プレゼンテーション用資料も必要となります。打合せの際に使用した資料でも構いませんので、併せて提出してください。

（提出先）

〒158 - 0085

世田谷区玉川田園調布1-19-1

東京都水道局 研修・開発センター開発課 宛て

### 3 審査、共同研究者の選定

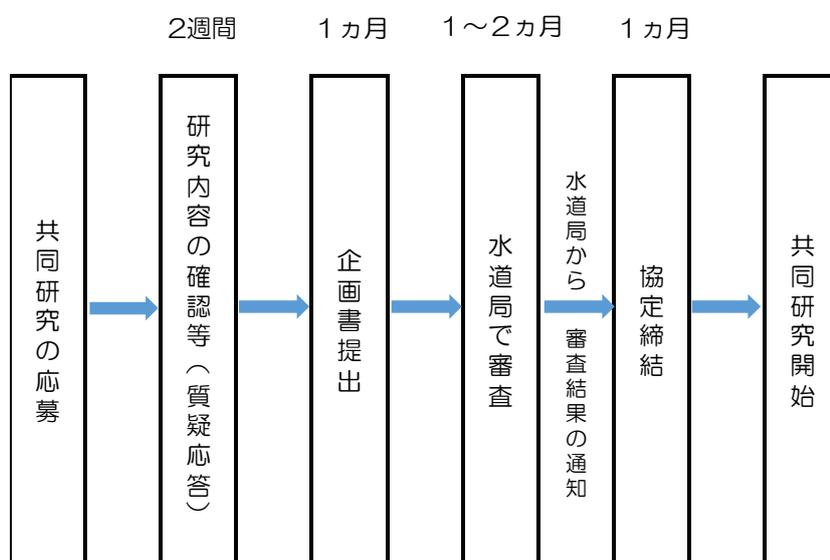
提出していただいた企画書の内容に基づき、局内において共同研究の可否を審査します。

また、審査に先立ち、企画書の内容について追加の確認事項がある場合は、問い合わせをする場合があります。審査の結果については、審査実施後、応募者へ通知します。

### 4 協定の締結

共同研究者に選定された応募者は、当局と協定を締結していただきます。なお、当局では、協定の締結をもって正式に「共同研究者」と決定し、協定締結後から共同研究を開始します。（詳細は「第5 協定書」を参照ください）。

(例) 共同研究の申込みから開始までの流れ



### 第3 募集期間

「公募型共同研究」については、募集期間を設定しておりますので、当局ホームページを確認ください。なお、応募状況により、募集期間を変更する場合があります。

「技術提案による共同研究」及び「フィールド提供型共同研究」については、年間を通して募集・受付をしています。

### 第4 企画書

企画書は、共同研究の審査に必要な書類となります。企画書（様式1 当局のホームページでダウンロード可能）には、次の項目を明記してください。企画書の様式はA4判縦ですが、図面等の補足資料を添付する場合はこの限りではありません。

#### 表紙

企画書の表紙には、「研究課題名※」を記載してください。

#### ※課題名

「公募型共同研究」の場合は、ホームページで提示している課題名

「技術提案による共同研究」及び「フィールド提供型共同研究」の場合は、応募者が考案した課題名

## 1 背景

共同研究を行う前提となった背景を記載してください。

## 2 目的

共同研究の具体的な目的を記載してください。

## 3 研究内容

共同研究の年度ごとの研究内容（中間目標・実施概要等を含む）を記載してください。

## 4 提供施設（「フィールド提供型共同研究」のみ記載）

「フィールド提供型共同研究」において提供する施設は、東京都水道局研修・開発センター（東京都世田谷区玉川田園調布一丁目19番1号）敷地内のフィールドの場所、施設及び設備とします。提供を希望する場所、施設及び設備を記載してください。

## 5 工程

共同研究の工程を、年度ごとの研究内容を明確に記載してください。

## 6 研究期間

当局では技術進歩の速度等を考慮し、共同研究期間を最大3年としています。その範囲内で応募者側が必要とする研究期間を記載してください。

## 7 研究体制

共同研究における、当局との業務分担について記載してください。

## 8 共同研究費

共同研究に際して当局からは各種データ、ノウハウ、施設、研究材料等を提供すること、当局の共同研究は利潤追求を目的としていないことなどを理解いただいた上で、経済性、効率性に配慮した研究費用を年度ごとに積み上げて提示いただき、併せて研究内容に応じた負担割合を提案ください。

なお、研究費の支払いは原則として年度毎、及び完了時の清算払いとしますが、応募者側の事情により相談に応じます。

「公募型共同研究」及び「技術提案による共同研究」の場合は、研究費の総額と各年度の貴社と水道局の研究費の分担額について記入してください。共同研究費の負担の割合は原則等分としていますが、応募者から研究内容に応じた負担割合の提案があれば、協議させていただきます。

「フィールド提供型共同研究」の場合は、研究費用は、原則共同研究の応募者に負担していただきますが、土地及び施設利用料は無償です。光熱水費については、別途協議となります。

## 9 報告

（記載例）を参考に、共同研究の報告方法に関して記載してください。

## 10 その他

### 10.1 共同研究に係わる既取得特許等の取り扱いについて

共同研究を進めるにあたって、関連部分で既に特許等を取得（申請中のものも含む）している場合、又は類似した研究で既にその基本特許を取得してある場合など、特許等を使用しなければ課題解決ができない場合は、差し支えない範囲で明示してください。

また、今回の共同研究で新たに発生した特許の取り扱いについては、原則、当局と共同研究者とで等分としますが、研究費の負担割合等について協議に応じますので、考え方を示してください。

#### 10. 2 補足事項について

共同研究の内容について、特に補足する事項があれば、記載してください。

また、案件によっては当局から補足で記入をお願いする項目がある場合があります。その場合は、企画書作成依頼の際に連絡いたします。

### 第5 協定書

共同研究者に選定された応募者は、共同研究を行っていくことについて合意した後、当局と協定を締結することとなります。協定締結にあたっては、別表に掲げる事項を記載した協定書を取り交わします。

ただし、応募者側に共同研究について別の枠組みが用意されている場合は、協議により適切な契約形態を選択するものとします。

#### 別表

- 1 共同研究の名称、目的、内容、実施期間及び実施場所
- 2 共同研究の管理及び業務分担
- 3 共同研究に参加する主な研究員（社外協力者等を含む）
- 4 共同研究の実施に要する費用及び固定資産の分担に関する事。
- 5 共同研究の中止条件に関する事。
- 6 秘密保持に関する事。
- 7 共同研究の報告に関する事。
- 8 共同研究の実施で得た技術上の成果（以下「研究成果」という。）に係る特許等の出願に関する事。
- 9 研究成果に係る発明等の実施に関する事
- 10 研究成果の公表に関する事。
- 11 1 から 10 までに掲げるもののほか、共同研究の実施に関して必要な事項